

UNFCCC COP - 6 第二部ハイライト  
2001年7月24日火曜日

SBI と SBSTA は会合を行い、第14回会合の作業アジェンダについて取り上げた。代表者らは、短時間の本会議会合も行った。

SBI

組織上の問題：SBI はアジェンダと、オブザーバーとして SBI の作業に参加することを推薦された NGO のリストを採択した。Officers の選挙については、John Ashe SBI 議長が、同議長と Harald Dovland SBSTA 議長が協議を行っているところであると語った。

管理上及び資金上の問題：管理上及び資金上の問題については、SBI はまず 2000 - 2001 年の財務実績について検討した。2000年に国連総会で評価の規模をあらためるという採択が取られたことを受けて、改訂版の献金に関する表示リスト (indicative list) が 2001年に対して提示されたことを事務局が強調した。事務局は、ホスト国政府により 350万ドイツマルクの年次特別献金があったことに言及した。カナダ、ノルウェイ、ロシア、ラトヴィアは、献金状況に関する文書の表示とは別に、2001年の献金を行うべく必要なステップを講じてしまったことについて懸念を表明した。G-77/中国は、関連の国連総会決議により、規模の改訂がその他の国連機関の評価規模に自動的に影響を与えることがあってはならないと規定されていると述べた。Ashe 議長は、この問題について決定草案が作成されると語った。

本部協定の実施については、Michael Zammit Cutajar UNFCCC 事務局長が、事務局員数が増え続けているので仮の施設に次々とスタッフを移動させる必要が出てきていることについて触れた。かつての Bundeshaus complex の一部を提供するというドイツ政府の当初のオファーは、目下上昇中のニーズを満たすには不十分であると見なされた。しかし、事務局長は事態が遠からず解決されてほしいという希望を表明した。ビザやその他の案件について若干の進展があったことについても触れられた。ドイツは、適切な国連職員のための適切な収容施設と可能な限り最善の作業環境を保証するという意志について強調した。同国は、ボンにある全ての国連機関を一箇所に収容すべく話し合いが継続中であると語った。

アルゼンチンは、このようなビザと収容に関する問題点に対し懸念を表明した。同国は、細かいマネージメントに拘わることなくこれらの問題について検討するために、小委員会を設置することを提案した。ドイツは、ほとんどの問題が過去1年半の間に対処されていると語り、問題が発生したらそれに対処すべく、必要あらゆるステップを講じたと述べた。カナダはアルゼンチンの「興味深い」提案に触れたが、若干の懸念を表明した。

UNFCCC 事務局と国連との制度的連携については、国連事務総会と COP が現行の制度的連携と、関連の管理上の手配をさらに5年間継続することを承認するという提言を盛り込んだ事務局長覚書の採択を COP に対し提言することを SBI は合意した。国際団体の事務局の法人格については、国

連との連携は法人格がなくしても事務局が機能することを可能としており、しかもドイツ国内において法人格を有していると事務局が語った。Ashe 議長は、関連の結論草案が作成されるであろうと述べた。

2002 - 2003年のプログラム予算については、Cutajar 事務局長がプログラム予算案の詳細について概説した。同事務局長は、予算の正式採択は COP-7 に予定されていると語った。同事務局長は、収入にはホスト国政府の献金と前年度からの繰り越しの他に、2750万 US ドルの直接貢献が含まれていると述べた。その後引き続き、代表者らは午後、John Ashe 氏が議長を務める小規模非公開グループ会合を行い、さらに詳細にプログラム予算についての討議を続けた。

会合間活動についての報告：会合間活動についての報告に関し、SBI は非附属書 I 締約国からの国別報告についての専門家協議グループ(CGEG)の作業について検討した。同グループの仮報告を発表するにあたり、Vute Wangwacharakul 議長(タイ)は、グループは50件の国別報告を吟味したが、適切な資金的・技術的援助の提供などにより対処できそうな問題を数多く見つけたと語った。G-77/中国は、CGEG の提言はほんの少数の国別報告にもとづいたものでしかなく、さらに包括的・集団的な分析が必要であると述べたが、アメリカは、このような提言は COP-7 で採択されるべき国別報告のための新ガイドライン作成の基盤とされるべきであると述べた。Ashe 議長は、本件に関する協議が Philip Weech (バハマ) 議長のもと、同日の遅い時間に行われると語った。

附属書 I 締約国の温室効果ガス目録の報告とレビューに関する継続中の活動については、本件についての詳細な情報が水曜日のサイドイベントの中で出されると事務局が語った。アメリカは、試験段階中に全締約国によるガイドラインのより包括的なテストを行うことと、改訂されたガイドラインを COP-8 で採択することを提案した。Ashe 議長は、この議題について SBSTA-15 で実質的検討を行うと述べた。

### SBSTA

組織上の問題：代表者らは SBSTA のアジェンダを採択した。Officers の選挙については、協議が継続中であると Dovland 事務局長が述べた。

関連の国際機関との協力：Dovland 議長は、UNFCCC と生物多様性会議(CBD)が現在行っている取組 CBD の協議ノートと UNFCCC 締約国が提出した反応、生物多様性を UNFCCC の実施に組み入れていくことの助言に対するパイロット評価を行う CBD アドホック技術専門家グループ、2つの機関の事務局によるジョイント・リエゾン・グループの提案などーについて言及した。Jan Plesnik SBSTA CBD 議長は、生物多様性と気候変動の相互連携について扱った CBD 内の取組について報告を行った。Bob Watson IPCC 議長は、気候と生物多様性の連携に関する IPCC テクニカル・ペーパーの作成について報告した。G-77/中国は、相互連携についてさらに評価を行うために CBD-UNFCCC 共同プログラムを呼びかけた。EU は国際的な環境管理に関する開発を強調した。ウガンダ、ジンバブウェ、オーストラリアと共に、EU は砂漠化防止会議と国連の森林フォーラムの協力について強調した。

ジョイント・リエゾン・グループについては、ジンバブウェが、ルワンダ、日本と共に、公平な地理的配分で代表を出すべきであると述べた。オーストラリアはアメリカと共に、そのようなグループの設立について疑問を呈したが、非公式な協調は歓迎した。ノルウェイは、「合意された規範」にしたがって生物多様性のために LULUCF 活動をふるい分けすることを支持した。日本は、国家状況の違いに言及して、国際的規範に関して警戒を呼びかけた。セネガルは、貧困撲滅との関連を協調した。FAO は森林関連の定義に関する 2001 年 12 月のワークショップを強調した。

Dovland 議長は、事務局のコーディネーターは非公式の会合を継続すると述べた。同議長はコロンビアとオーストラリアに対し、結論/決定草案を作成すべく非公式協議を行うよう要請し、さらなる作業の多くは SBSTA-15 に差し向けられると述べた。

科学機関との協力については、EU が、IPCC の第 3 次報告書(TAR)と気候変動関連の作業を促進させる「新たな緊急の感を呈する」その結果について言及した。世界気候観測システムは、同システムの十分性に対する 2 回目の評価準備の目論見書について概説し、観測システムの不備に関するさらなる報告は COP-7 で提出されると述べた。

会合間活動についての報告：国際輸送使用の燃料による排出量については、事務局が国際民間航空機関(ICAO)と国際海事機関の合同報告書に盛り込まれた会合間作業について強調した。これに関する話し合いは、SBSTA-15 に予定されている。EU は航空輸送による排出量が伸びていることに対し懸念を示し、本件について決定に到達することを目して、ICAO が 9 月に会合を行うことを予定していると述べた。事務局は、気候変動の影響と適応を評価する方法と手段に関するワークショップについて報告を行った。EU は、ワークショップの報告書に盛り込まれた個別の質問に対して返答を行った。

森林収穫と林製品による排出に関する問題については、この議題は SBSTA-15 で照会されることになると Dovland 議長が述べた。ニュージーランドは、森林収穫と林製品による二酸化炭素排出量の推計と計上に関するワークショップについて報告を行い、さらなる研究を手配していると語った。情報技術システム関連の進歩については、システムは定期的に更新されており、技術移転の協議プロセスで取り上げられていると、Dovland 議長が語った。

UNFCCC 第 6 条(教育・訓練・一般の意識)については、さらなる作業を検討するという SBSTA への提案について EU が概説し、その他多くの締約国の支持を得た。オーストラリアは、一般人が入手可能な方法で IPCC TAR の結果を普及させることを支持した。

ブラジル提案：気候変動に対する各締約国の相対的シェアをベースに割り当てられた附属書 I 締約国の全体的排出上限に対するブラジルの削減提案については、Dovland 議長が、この提案の科学的・方法論上の側面について同定すべくワークショップが行われたと述べた。EU は、この提案の技術的基盤の処理における進展に触れたが、いくつかの未決案件を特定した。中国は、その作

業は COP の権限を越えてはならないと警告し、ブラジル、サウジアラビア、インドの支持を得た。アメリカは、このワークショップの焦点が狭いことに触れ、他のモデルや指標を検討するよう求め、研究の継続を支持した。Dovland 議長は、結論草案に関する非公式協議が行われるであろうと語った。

政策及び措置：附属書 I 締約国における政策及び措置の「最良事例」については、Dovland 議長が、ワークショップの委託事項(TOR)案 現在の SBSTA 会合で決定されることになる一について締約国の意見が提出されたことに言及した。サウジアラビアは、ワークショップに関する決定が COP-6 パート I で公式に採択されていないので、本件を持ち越すよう求め、G-77/中国、CG-11、EU、AOSIS 他の反対を受けた。Dovland 議長は、ブロンク議長と協議すると述べ、TOR に関する非公式協議ではスイスとタンザニアが調整役を行うと述べた。

### 本会議

午後の遅い時間の本会議で、ブロンク COP-6 議長は、COP-6 再開会合における残りの交渉は、7月23日月曜日に閣僚により達成された政治的合意を盛り込みつつ、ハーグ・テキストと統合交渉テキスト(ブロンク・テキスト)を元に行うと説明した。同議長は、残りの作業は、資金、メカニズム、LULUCF、遵守、議定書第5条(方法論問題)・第7条(情報の連絡)・第8条(情報のレビュー)についての交渉グループで行うよう提案した。G-77/中国を代表してサウジアラビアが、第5・7・8条に関する作業はブエノスアイレス行動計画についての決定が採択されて初めて開始されるべきであると述べた。ブロンク議長は、会合における残りの議題のタイミングと構造について明確にするために、交渉グループ議長とデイリー・ミーティングを行うと述べた。その後同議長は、通訳設備が無いからというロシアとウクライナの要望に応じて、会合を早めに切り上げた。

### 会場の外では

月曜日の政治的決定に対する論争が代表者らの当初の気分的高揚を削いでしまい、火曜日には現実が戻ってきた。舞台裏では、決定の最新版に対して月曜日一晩で行われたいわゆる「技術的」及び「編集上」の変更に対する懸念が表面化し、いくつかの変更には実質的/政治的な影響があると示唆した参加者もあった。メカニズムのセクションについては、CDM における植林・再植林事業の手引きとなる原則の記述がはずされたことで、一部の代表者らが「戦慄」したと伝えられている。このセクションでは、メカニズムの遵守と関連した適格性要件の新しい文言についても論争があった。この変更は遵守と関連した手順及びメカニズムの今後ありうべき法的性質に影響を与えると主張した者もあれば、どちらのテキストもこのような手順及びメカニズムに対する決定ないし修正が採択されうる余地を残していると語る者もあった。